

国家戦略特区WG (2018. 9. 19)における意見への本県の考え方
（「医療ツーリズムの推進のための規制改革」関係）

医療滞在ビザ発給期間の短縮について【外務省からの意見】

【主な意見】

- 入国審査の手続きについて、可能なものはなるべく簡素化できよう
に考えているが、中国人のビザ発給件数は年間 587 万件（2017 年）もあ
り、現状では、ビザ発給期間の短縮は難しい。
- 人道的な理由等でなるべく早く発給する必要がある場合については、
個別にご相談いただきたい。

【本県の考え方】

● 手続きの簡素化、審査期間の短縮

- ・ 今回の提案は、短期滞在ビザにより日本で検診を受けた外国人が、帰
国後すぐに医療滞在ビザの申請をするもので、初回の入国手続きの延長
線上にあるため、申請書類の簡素化、審査期間の短縮が可能と考える。
- ・ ビザ申請に先立ち、「要早期治療確認書※」というような書類を特定医
療機関等から在外公館へメールで送ることで、事前確認による優先審査
をお願いしたい。

※ 国の関係機関と協議の上で本県が指定する「特定医療機関」等が発行。
①早期に治療が必要であると判断した理由、②過去 1 週間以内に特定医
療機関等において検診を受診した証明を内容とするものと想定。

- ・ ビザの優先審査、早期発給のため、他国では手数料を徴収しているケ
ースがあることから、手数料を徴収することも考えられる。

● 申請書類の簡素化への懸念（医療費未払い、本人確認の不徹底）

- ・ 特区で医療機関を指定（特定医療機関）し、医療費の前払いが可能な
患者が対象である。
- ・ 日本での検診後、治療のために速やかに再入国する患者が対象である
ため、本県が提案している「要早期治療確認書」により、本人確認の簡
素化が可能と考える。

● 医療滞在ビザの早期発給

- ・ 今回の提案は戦略特区を活用し、「医療ツーリズム推進に向けて国を
挙げて取り組む」タイなどとの競争や、日本の優れた医療技術の提供に
よる国際貢献のために効果的な規制緩和をお願いするものである。

短期滞在ビザの期間延長、短期滞在ビザから医療滞在ビザへの変更について 【法務省からの意見】

【主な意見】

- 検診の結果、日本で入院、手術をする必要がある場合には、（一律に帰国を求める訳ではなく、）外国人患者の事情を総合的に判断して滞在期間の延長や在留資格の変更を認める可能性はある。



【本県の考え方】

● 短期滞在ビザの期間延長等

- ・ 前回のWGにおいて、八代委員からのご指摘もあったとおり、滞在期間の延長が担当官の判断で決まるというのは不確実性が高い。また、帰国困難な実状がない限り期間延長は認められないというのが、医療現場からの意見である。
- ・ 今回の提案は戦略特区を活用し、「医療ツーリズム推進に向けて国を挙げて取り組む」タイなどとの競争や、日本の優れた医療技術の提供による国際貢献のために効果的な規制緩和をお願いするものである。
- ・ 医療ツーリズムの推進のためには、検診で病気が発見された場合に、一旦帰国せずとも、日本で一貫して医療サービスを受けられることが非常に重要であると考えます。そのため、検診の結果や患者本人の意思に応じて、滞在期間を延長して治療を受けられる仕組みが不可欠である。
- ・ 期間延長には、日本での治療を、特区が指定する医療機関が判断できるような基準や事例の明確化が必要と考える。
- ・ なお、期間延長の悪用による不正行為を防ぐためには、一定の医療体制を確保している等、受け入れる医療機関側の要件も必要と考える。